特約条項

１．乙は、本契約締結後すみやかに、下記融資の申込手続をしなければならない。

　　融資申込先金融機関　〇〇〇〇銀行　〇〇支店

　　融資承認予定日　　　令和　　年　　月　　日

　　融資金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２．乙が、前項に定める融資の全部又は一部について承認を得られないとき、又は、融資承認予定日までに、融資可否の判断が得られないときは、本契約は当然に解除となる。

３．前項の定めにより本契約が解除されたときは、甲は、既に収受した金員を無利息で乙に返還する。

４．甲及び乙は、第２項による解除の場合、本契約違反による解除でないことを相互に確認する。

５．乙が、第１項に定める融資の申し込みをせず、又は融資審査に必要な事実の申告に際し、故意に虚偽の事実を申告した結果、融資の承認が得られなかったときは、第２項の規定は適用されない。